

○泉佐野市田尻町清掃施設組合の機関の求めにより出頭した者等に対する実費弁償に関する条例

令和 6 年 10 月 22 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 207 条の規定に基づき、組合の機関の求めにより出頭した証人、関係人等(組合の議会が開いた公聴会に参加した者を含む。以下「出頭人等」という。)に対する実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償の額)

第 2 条 出頭人等が出頭した場合は、1 日につき 7,500 円を支給する。この場合において、出頭人等が規約第 2 条に規定する組合を組織する地方公共団体の区域外の在住者の場合には、泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の旅費に関する条例(令和 7 年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 11 号)第 2 条第 1 項第 4 号の規定によりその例によることとされる泉佐野市の一般職の職員及び職員以外の者に支給する旅費に相当する額を加給する。

(支給方法)

第 3 条 実費弁償は、出頭したときに支給する。

(証人等に関する規定の準用)

第 4 条 第 1 条に規定する者以外の者で、組合の機関の求めに応じ証人、参考人等として出頭するものに対し、その出頭のために要した費用の実費を弁償する場合は、別に法令の規定により定めるものを除くほか、前 2 条の規定を準用する。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 7 年 10 月 23 日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。